

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成19年7月13日(金)午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 赤西芳文(委員長), 伊東武是, 大内ますみ, 北野聖造,  
中野彰博, 中野景介, 橋口朱美, 播磨俊子, 伏見昭彦,  
堀口香代子, 増田陽一(敬称略)

(説明者) 落合 卓, 高木 繁, 吉村庄次 蒔田豊人  
高木忠弘 大串幸男

(庶務) 曾根啓子, 蒔田豊人, 永井英雄, 鈴木真子

### 4 議事( :委員長, :委員, :説明者, :庶務)

(1) 開会のことば(総務課長)

(2) 所長あいさつ

(3) 全委員の紹介

(4) 「第2期裁判所委員会についてのアンケート調査」への対応について

神戸家庭裁判所委員会の庶務に送付された「第2期裁判所委員会についてのアンケート調査」と題するアンケートへの対応について検討した結果, 神戸家庭裁判所委員会として回答することとなった。

今後, 今回と同様の客観的な事項についてのアンケートが寄せられた場合は, 庶務において, 委員長の了承を得て回答し, その次の家庭裁判所委員会で事後報告することとし, また, これまでと趣旨, 内容等の異なるアンケートが寄せられた場合には, 家庭裁判所委員会に諮ることとなった。

(5) 裁判所からの報告

庶務から, 「来庁者アンケート『利用者の声』について」及び今回のテーマを決めるに当たって事前に行った「家庭裁判所委員会のテーマについてのアンケート結果」の各報告が行われた。

(6) 意見交換

それでは、本日のテーマの第1部「家庭裁判所の広報活動について」の意見交換に入っていきたいと思います。まず、家庭裁判所の広報活動について裁判所の担当者に説明させます。

別紙1のとおり

今の説明に対し、御質問などはございませんか。

大学説明会では、大学に出かけていらっしゃるのですか。また、説明会は、裁判所のどのような業種の方がされているのですか。

就職のための説明会では、現在、関西学院大学と神戸学院大学に出向いており、基本的には、家庭裁判所調査官、裁判所書記官や裁判所事務官が説明をさせていただいています。就職説明会は、採用に関する活動ではありますが、学生の方から「説明会で初めて裁判所のことがよく分かった。」というような感想をいただいているので、そのような意味で、広報活動の一環と位置付けさせていただいています。

裁判所のパンフレットを、何人かの友人に見てもらいましたが、見たことがない方が多かったです。パンフレットの配布については、無駄にならないように考えながら、可能であれば、病院、公民館、公会堂等に置いていただいて、市民の方々に自発的に取っていただけるようなシステムが必要だと考えます。

私は、いろいろな問題は相談から始まるものと考えています。ですから、一般市民の方を家庭裁判所の相談窓口へ誘導できるような広報活動があればいいと思っています。相談した結果、自分がどのような手法で問題解決を図るのかは本人自身の判断になると思いますが、その示唆を与える方法論が欠けているのではないかと思います。

一方、家庭裁判所のオープンセミナー等の実施結果を見ますと、多くの方が集まるべきなのに、あまり人が集まっていないと思います。これは、家庭裁判所が独自でやっていることが遠因としてあると思いますが、他の団体や機関とタイアップして活動していく努力が必要ではないかと思います。

調停や成年後見制度についても、市民に対して活動している団体に働きかけて、裁判所から出前講義を行っていただければありがたいと思います。

出前講義の実情がどのようになっているかおうかがしたい。

成年後見の関係では、制度への関心が高まっていることもあり、団体や家族

会から講師派遣の依頼が頻繁にあります。これらの依頼に対しては、できる限り講師を派遣しており、今後も積極的に行っていくつもりです。

先ほど担当者からの説明にもありましたが、家庭裁判所は非公開で審判等をしていることが、親しみにくい一番の原因だと思います。前々回の家庭裁判所委員会で、模擬少年審判を行っていただきましたが、大変理解しやすかったので、憲法週間行事等の折りに模擬審判等をできるだけ多くの方に見ていただいたらよいのではないかと思います。声を掛ける対象については、いろいろな広報機関がありますので、そういうものを通じて、市民に知らせるとよいと思います。

一般的な市民感覚としては、地方裁判所は、罪と罰に関わる世界で、家庭裁判所についても、「裁判所」と付いていることから重さを感じます。家庭裁判所は、生活に密着した相談ごとを法との関係で解決しようという場所だとは思いますが、「裁判所」と聞くと、皆、「裁かれるようなことはしていない。」と思うのだと思います。

パンフレットは、「こういう制度がありますよ。」と教えるパンフレットではなく、むしろ、「こういうことで困ったときは、こういう手続がありますよ。」という利用する側に立った広報の方が、分かりやすいと思います。サービス業では真剣に顧客を呼ぼうとする場合、相手のニーズに訴えて活動を展開すると実を結ぶと思いますので、そのような広報をしたらよいのではないかと思います。

もう一つ、心配なのは、広報活動をする職員の負担はどうなっているのかということです。例えば、かなりの案件を抱えている家裁調査官が、広報のために出かけていくということは大変だと思います。

私も、確かに国民のニーズに合った仕事をするということは、重要な視点だと思います。成年後見制度の場合は、高齢化社会を反映して、これからますます利用者が増えると思われるので、ニーズに合った事務処理や広報活動が必要だと思います。一方、少年事件は、少年の健全な育成のために行っており、刑事事件の視点とはまた違いますから、これをどう広報するかという問題があります。家裁で行っている保護的措置について、十分に分かってもらえていないのではないかと思います。

正直なところを申し上げますと、職員は、日々、仕事が繁忙である中で、講師をするとなると、その準備等の作業は大変なものです。最近は、土曜日や日曜日に講師の依頼があるなど、その負担は大きいですが、可能な限り、積極的に出かけて行きたいと思っています。

今日は、サービス機関としての裁判所の広報はどう行っていくかという、どちらかといえば家事事件についてのテーマが中心になるのだと思いますが、少年事件についても、広報というものを考えるとした場合、私たちが、どのような考えで少年審判を行っているのかということや少年審判の現実の取組、具体的な姿を、もっと多くの人に理解してもらうための努力をしなければならないと思っています。

一方、被害者の方の運動が活発になってきており、言葉が過ぎるかもしれませんが、非行を犯した者への一種の報復的なものが世論になっていると感じる部分もあります。その世論に対しても、裁判所は、少年の健全育成の大切さを理解してもらうためにも、その広報活動が必要ではないかと思っています。

少年審判については、今まで、少年事件に対する姿勢が全く明らかにされてなかった、また、被害者に対してどのように考えるべきかも公表されていなかったという気がします。これからは、何らかの形で意見を出していただけるとよいと思います。ただ、これは、PRとか広報等とは少し違うものではないかと思っています。

広報活動としては、私は家事事件が思い浮かびます。私のところに離婚等の相談に来られる方は、ホームページを見て、家事事件について、ほぼ正しい知識を持って来られる方が多いです。自分に何らかの問題を抱えている人にとっては、それなりに簡単に分かるようになっていると思います。最近は、離婚に付随する子の氏変更手続等は、市役所、区役所で教えてくれたりするようです。

ただ、広く一般的な広報行事としては、現在神戸家裁で行っているものにはいいメニューが揃っているとは思いますが、対象者（参加者）が少ないと思います。横のつながりを持つことには、裁判所には、制約があると思いますが、呼び掛ける方法を考えればよいのではないかと思います。

つまり、一般市民を対象とした広報活動は、横とのつながりを考えた広報活動をして、特別なニーズを持っている人を対象とした広報活動は、手続を必要

とする人がどこにいけばよいかという方法を知ることができるような広報活動とに振り分けて行えばよいと思います。

成年後見制度については、診断書や鑑定の関係で、医師の方にもっと知識を持っていただきたいと思います。

私は、少年事件に関して、市民の方が少年を送致した後のことをどのくらい理解しているか、なかなか難しいのではないかと考えています。制度については、自分がその立場に立たないと関心を持たないと思います。今回、裁判所のパンフレットに目を通しましたが、関心のない方にパンフレットを手にとっていただくのは、難しいのだと思います。その中で、「裁判員制度Q & A」というマンガは頭にすっと入ってきました。私も、裁判員制度の説明をする機会がありますが、たくさんの文字が並んでいる説明内容を噛み砕いて説明しても、なかなか御理解いただいていないと感じています。

そのような中、関心のない方、若い方、マンガ世代の方には、マンガの威力は大きいのではないかと感じました。

また、家庭裁判所の組織だけで、広報活動をしようとする、人員や時間の問題もあると思いますので、マスメディアの協力等を得て、もっと土俵を広げた広報を考えていかなければならないのではないかと思います。

裁判所は、行きたくない、知りたくないというのが前提にあり、美術館等が広報をするのとは訳が違うと思います。家裁のことを知りたい人は「来たら教えてあげる。」では来ないので、やはり出前講義がよいと思います。民間企業や司法以外の一般行政機関は、活発に外に出て出前講義をしています。

一般の方からすると、例えば、少年事件に関して言えば、家裁は、その一部分を担当しているのみですから、流れの一部のみの説明を受けてもなかなか理解できないと思います。もっと、関係機関と協力して、複合的にアピールしていかないといけないと思います。例えば、家裁の職員と警察や学校の教師がフリートークをすれば、対応も視野も広くなると思います。

前日も言いましたが、家庭が崩壊したケースは、大変なケースが多いです。昔は、地域がしっかりしていてケアをしていましたが、今は地域もケアできない状況なので、もっと、公の機関が手を組んで、柔軟な姿勢で対応してもらいたいと思います。

関係機関との協議会は、様々な分野で行っているところです。

パンフレットを読ませていただいたところ、マンガは読みやすいと思いました。

いざ、私が、裁判所に行こうとしてパンフレットを見た時に、神戸家庭裁判所の地図があるパンフレットが一つしかなかったのが気になります。やはり、どこかに何かを置くにしても、地図がないとだめなのではないかと思います。

裁判所もそうですが、精神科の病院に来たい人もいないので、それほど宣伝はしないのですが、精神科の病院に来るに当たって、昔は、タウンページで調べて来られていましたが、最近は、インターネットのホームページを見て、来られています。若い子は、携帯のネットで情報交換をされて来られています。

私は、成年後見事件については、鑑定書を書く立場になることが多いのですが、公的な書類は、病院でケースワーカーの人に配布してもらえばよいのではないかと思います。

また、私が、保健所で嘱託医をしていた当時、公的な機関への信頼度は高いと感じていました。その当時は、困った時に最初に行く窓口は市役所や区役所、保健所ではないかと思っていました。しかし、家庭裁判所に行けばいいということは知りませんでした。

また、離婚の事件に関しても、私は、診断書を書く立場になります。こういうことを考えていくと、精神科の医療は、家事事件、少年事件ともに関わりがあり、改めてその大切さを感じました。

私は、商工会議所で働いているのですが、商工会議所と裁判所は、PRが下手なところが似通っていると思いました。私どものところも、パンフレットは充実しているのですが、所定のところに送付するぐらいなので、なかなか商工会議所が何をしているのかをわかっていただけではありません。裁判所もパンフレットやホームページといったベーシックな広報はできていると思いますが、どこに置いているのか、どこに行けば手に入るのかということを市民の方に浸透させるようにする必要があると思います。夫婦関係でいえば、円満な時には、裁判所には来ませんが、いざという時に市民の方が裁判所に来れるように、公民館や市民ホール等、いろいろな場所に、いろいろな媒体において、情報を発信しつづけていくということが大事だと思います。

また、「来てください。」という一辺倒では、なかなか人が集まらないのが現状だと思いますので、困った方々に手を挙げていただいて、そういうところに出向いていくという発想が必要だと思います。

教育との関わりでは、青少年の健全な育成のためには、親を教育しないといけないということも感じています。子どもの教育については、中学生のトライやるウィークや大学のインターンシップの生徒を受け入れるなどして、じわじわと心の垣根を取り除いていくことも広報の一つとして必要だと思います。

それでは、続いて、第二部の「裁判員制度の広報について」の意見交換に入らせていただきます。まず、最近の裁判員制度の広報について、神戸地方裁判所の担当者から説明をさせていただきます。

別紙 2 のとおり

別紙 3 のとおり

引き続き、神戸家庭裁判所における裁判員制度広報の取組について担当者から説明します。

別紙 4 のとおり

それでは、裁判員制度の施行が間近に迫ってきており、皆さんも御関心がありだと思いますので、質問も含めて、自由に御発言ください。

裁判員制度が導入されることとなったのがきっかけなのかわかりませんが、公判傍聴が増えていると聞いていますが、数字ではどのくらい増えているのですか。

非常に関心が高まってきており、1.5倍ぐらいになっています。弁護士会や検察庁からの依頼も増えています。

新聞記事は、読者の目を引く部分を見出しに書くのですが、裁判所もみんなが興味を持っている裁判員の辞退事由を先頭に持ってきて、どのような場合に裁判員を辞退できるのかというところから始めて、裁判員制度の意義についての話にする戦略で広報をすればどうでしょうか。

今後、裁判員制度について、フレッシュな視点で御報道いただきたいと思えます。

裁判員制度に関して、裁判所が御苦勞されていることは伝わってきているのですが、個人的には、裁判員に当たらないようにと思うのが率直なところです。

制度が新しく導入される時に、当分の間は、会社等に説明に行くことは理解できます。しかし、もう少し長期的な視点に立って、成人のちょっと手前である大学生ぐらいから、「選挙権を持つようになったら、当然、裁判員の候補者にもなりうる。」ということをお教えして、成人として世の中に送り出したらいいと思います。私の学校では、学校として何かをするのは難しいですが、裁判所の方が、ゲストスピーカーとして話をするとかはできるのではないのでしょうか。

どの大学も、新生のオリエンテーションを行っていると思います。オリエンテーションは、たくさん学生が集まる場所だと思うので、パンフレットを配って、10分でも説明をすることができれば効率的だと思います。若い人はニュースを見ていない人もいますので、制度を知ってもらうために、裁判所から大学に働きかけて、オリエンテーションの場を活用していけばいいのではないかと思います。

私は、大学の講師をしておりますが、講義の際に、100人から120人ほどの生徒に対して、講義の内容とは違うのですが、講義の最後で裁判員制度の話をする時、講義後に生徒から提出してもらったリアクションペーパーというレポートに、「裁判員制度の話がおもしろかった。」というものがいくつかあって、嬉しかった覚えがあります。しかし、「できれば断りたい。」「自分がこれから企業に就職すると、企業のバックアップがないとできないことだから、もっと社会の理解を深めてほしい。」という学生も多かったです。

自分が問題の渦中に入ったときには、例えば、フォーラムに参加したり、ウェブサイトを探したり自分で勉強しようと思いたうと思いますが、そうでない不特定多数の人は、受け身の立場の方が多いと思いますので、パンフレット等を作っても、そういう方には届かないと思います。また、今の時代は、映像がとても大きな役割を果たすと思いますので、「評議」、「裁判員」のような映画は、インパクトが強いので大変いいと思います。

私は、以前、松方ホールで開かれた裁判員制度フォーラムに行ったことがありますが、非常におもしろいものだったと思います。いい場所を使って、パネリストをお呼びして、わかりやすく説明していただくのがいいのではないかと思います。

傍聴する人も増えているのですから、一番のPRは、実際に法廷で公判を見



てもらふ機会を増やすことだと思ひます。

兵庫県で、無差別に年間1万4000人もの人を選ぶのであれば、いろいろな意識を持った人、マンガすら読まない、携帯電話しか見ない、世の中に全く関心を持たない人もいると思ひます。そのような多様なレベルの人に対し、多様な広報をしないといけないと思ひます。

私たちは、兵庫県商工会議所連合会傘下の18の商工会議所の専務理事の会合において、裁判員制度の資料を使用して「周知してください。」という形等で、広報のお手伝いをしています。その他にも、会報に載せたりはしているのですが、御商売の忙しい方々を対象にするということになると、決め手に欠けるのではないかと思ひます。1万2200社が会員となっている神戸の商工会議所では、定期的に情報の発信をしています。

意識を高めるという意味では、学生をターゲットにすることは、得策だろうと思ひます。

日本でも、「もっと早い時期に裁判員制度を導入したかったが、民度が低かったからしなかった。」というようなことを聞いたのですが、そうだったのでしょうか。また、五つの国が裁判員制度を取り入れているようですが、五つの国のみなのか、ということが気になりました。

小学生か中学生の頃に見た「12人の怒れる男」という映画のインパクトが強かったことを今でも覚えていますので、教育は、小学校ぐらいからがよいのではないかと思ひます。小さい時に覚えたことは、なかなか忘れませんし、また、子どもが聞けば親は答えないといけないので、親の意識も変わると思ひます。裁判所職員が自分の出身の学校に出かけて説明するのもよいのではないかと思ひます。

昔、日本に導入されたのは、陪審制度です。10年から15年程、続きましたが、戦争のために法律が停止された状態になっています。陪審制度は、必ずしも不成功ではなかった、と陪審の研究者がおっしゃっています。私は、日本の国民の民度が低いという見解は当たっていないし、日本人の社会的な常識や善悪の判断が、他の国に劣っていることはないと思ひます。

ただ、民度とは違いますが、お上が決めてくれるという感覚は、日本の社会ではやや強いですので、そのことが、欧米先進諸国が陪審制度や参審制度を採

り入れているのに、日本では遅れたことの一つの背景となっているのではないかと思います。

裁判員制度の施行が、2年後に迫っており、世論が高まらないことを心配する傾向がありますが、私は、それほど心配はないと思っています。陪審制を主宰しているアメリカの裁判官のお話を聞く機会があったのですが、アメリカでも、陪審員に選ばれるのは、皆、嫌がるということです。しかし、一回、陪審員の仕事をすると、素晴らしい経験ができたと言、皆、感激して帰るそうです。このことから、日本でも、実際始まると、経験した人が増えて、「良い経験だったよ。」ということが広まって、定着していくのだと思います。ですから、当面は、こういう制度ができるということを、広く周知させていくことが必要だと考えています。

裁判員は、自分の意思に関わらず選ばれるということですので、国民に意欲を植えつけるのは、無理なのではないかと思っています。裁判員制度があって、ひょっとしたら、裁判員になるかもしれないという認識を、広く浅く知ってもらえればよいのではないかと思っています。若い人には、小学生の社会科で、政治や裁判を習う時から、裁判の中で裁判員を取り入れる意味を教育していくと、自然と身に付くのかなと思います。

年齢が比較的高い人と裁判員の話をする機会がありますが、就任について選択権のない制度ですので、疑問と不安を持っている方が多いと思います。その内容は、裁判官が今までしていたことを自分ができるのか、判断を誤って罪のない人を罪に落としたりどうするのか、自分の仕事はどうなるのか、また自分の身体の問題などです。

ですから、裁判員の形式的法的な部分の広報も必要ですが、まず、「裁判員になった時には、あなたが誠実に対応すれば、役目は全うできるし、保証やフォローも十分できる。」というような本人が納得するPRが必要だと思っています。私も、裁判員制度に心から賛成している立場ではないのですが、例えば、かなりよく勉強されている人からは、なぜ重要なことなのに過半数で決められるのか等の疑問が出てくることもあります。広報では、実施側がこのような疑問に対する答えを含めたPRをしていかなければならないと思います。一所懸命に考えてやればできるし、最後には、良い経験になるということも大きくP

Rしていただければよいのではないかと考えています。

私は、あちらこちらで裁判員制度を説明していますが、辞退の方法についての質問はあまり出てきておらず、「裁判員は法廷で傍聴人から顔を見られるのか。」と心配される方が多いという印象でした。ですので、辞退については、御理解をいただいているのかなと思っていましたが、やはり、辞退に一番関心があるのかと思いました。

私は、先ほど 委員が言われたように、制度が動き出せば、大多数の方は、「良い経験をした。」ということと言われると信頼しています。しかし、良い経験をしたと言われればいいのですが、悪い評判があると広まりますので、最初が肝心だと改めて思っております。辞退については、どういう場合に認められるのか検討されていますが、実際、どういう場合に辞退が認められたかが公表されるのかどうかはわかりません。ネット社会ですので、裁判員制度の辞退について、例えば、辞退マニュアル等が出るかも知れませんが、辞退についての公平性や透明性について、今後、御検討いただければと思います。

いろいろ御意見をいただきありがとうございました。まだまだ、御意見はおありだと思いますが、時間の都合もありますので、本日の意見交換は以上にさせていただきます。

( 7 ) 次回の家裁委員会のテーマ及び次回日程について

次回テーマについては、「家事調停について」に決定した。

次回の日程は、欠席者、新任者とも調整の上、平成20年1月23日(水)、同1月30日(水)、同1月31日(木)から決めることとなった。時間は、午後1時30分からと決定した。

( 8 ) 7月末日退任予定の3人の委員のあいさつ

( 9 ) 所長閉会あいさつ

( 10 ) 閉会のことば(総務課長)

## 別紙1

### 1 家庭裁判所の広報の目的・特殊性

一般市民の方は、「裁判所」と聞くと、地方裁判所の公開の法廷でなされる刑事訴訟事件や民事訴訟事件をまず思い浮かべるものと思います。

家庭裁判所については、社会の耳目を集める少年審判事件や急増している成年後見事件等が新聞等で取り上げられていますが、地方裁判所が扱う民事訴訟事件、刑事訴訟事件が公開されているのとは異なり、家庭裁判所で扱う家事審判、調停、少年審判事件は、非公開であることから、市民の方に手続についてイメージを持って理解していただくのは難しい面があるのではないかと考えております。

家事事件や少年事件が非公開である理由は、家事事件については、家庭内の紛争は公開の法廷で争うよりも、調停や審判といった非公開の手続で法律的な判断のみでなく、感情的な対立も解決することが適当であると考えられること、少年事件については、人格が未熟であり、教育によって改善される可能性の高い少年に対しては、それにふさわしい非公開の手続で、更生に向けて教育的な働きかけを行った上で処分を決めることが適当であると考えられるからです。

おそらく、一般市民の方には、裁判所のことはよく分からないが、漠然と裁判所は利用しづらいという印象をもたれており、裁判所を利用して解決可能なもめ事であるのに、利用していただいていない状況にあるのではないかと感じております。そこで、まず、市民の方に家庭裁判所では、どういうことをしているのかということを理解していただき、国民に身近な裁判所として、家庭裁判所へのアクセスの拡充を図っていく必要があると考えています。非公開手続ということもあり、なかなか理解していただくにくいものがありますが、広報活動を行って、より理解していただけるよう努めています。

それでは、当庁で行っている広報活動を紹介させていただきます。

### 2 神戸家庭裁判所の広報活動

当庁の広報活動は、大きく分けて4つの形式で行っています。

1つ目は、5月の憲法週間及び10月の法の日週間にあわせて一般市民の方を対象にして行う広報行事、2つ目は、外部の方の依頼等に対して行う庁舎見学、就職に関する説明会等、3つ目は、パンフレット等の配布、4つ目はウェブサイトです。

なお、現在、全国の裁判所で裁判員制度について広報を行っておりますが、これに

つきましては、後ほど第二部の「裁判員制度広報について」意見交換していただく際に、御説明させていただきます。

それでは、先ほど申し上げた4つの広報活動について説明させていただきます。

#### (1) 憲法週間及び法の日週間に行う広報行事

憲法週間及び法の日週間にあわせて行う行事とは、それぞれ憲法記念日及び法の日を記念して全国の裁判所で一斉に行われるものです。神戸家庭裁判所では、一般市民の方に家庭裁判所を理解していただくために、主に家事事件や少年事件の中からテーマを選び、裁判官をはじめとする職員が説明会を行ったり、少年審判に関するビデオ上映や模擬少年審判、模擬家事調停を行ったりしています。模擬少年審判、模擬家事調停については、あらかじめ作成しておいたシナリオに沿って一般市民の方に役割を演じていただくなど、少年審判や家事調停を実際に近い形で体験していただいております。

憲法週間行事及び法の日週間行事では、併せて庁舎見学も行っており、日ごろは公開されていない調停室や少年審判廷等を見ていただく良い機会となっています。

#### (5月24日の憲法週間行事の説明)

本年5月24日に行った憲法週間行事では、「成年後見制度及びその申立手続について」と題して説明会、質疑応答、庁舎見学を行い、その後、裁判員制度の広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」の上映会を行いました。

この憲法週間行事自体の広報としては、ポスター及びチラシの掲示配布依頼を自治体、鉄道会社、大学等、約30の関係機関に行いました。

参加いただいた方にアンケートをお願いしたところ、この行事を知ったきっかけは、大学の授業や職場等で知ったという方が最も多く、「ポスター」で知ったという方が二番目でした。

参加された理由は、成年後見制度やその手続を知りたかったという理由が最も多く、その他に裁判所に就職したいという理由もありました。

行事の感想としては、全員の方から「大変参考になった」、「参考になった」という意見をいただきました。

その他にも、「今回の行事が裁判所に来るきっかけとなり、法の世界を身近に感じる事ができた」、「裁判官、調査官、書記官の生の声が聞けて具体的

で分かりやすかった。」，「具体的手続等が詳しく聞けて参考になった。」という良い評価をしていただいたものがある一方，「資料が多くてどの部分を見ているのか分からない。」「パンフレットはきれいでよいが，文章をもう少し易しくしてほしい。」等の御指摘もありました。

今後の課題としては，様々な年代の方が，それぞれ異なる目的を持って，参加される広報行事ですので，よりわかりやすい説明や資料作りを工夫する必要があると思っています。また，庁舎や裁判官をはじめとする裁判所の職員の話に興味を持っていただいている方が多いことを改めて認識しましたので，機会を見つけて裁判官をはじめとする職員による講義型の広報行事を開催する等，家庭裁判所の広報に努めていきたいと思っております。

## (2) 庁舎見学，就職のための説明会

庁舎見学，就職のための説明会については，中学生，高校生，大学生や各種団体の方から個人まで，人数も1人から100人近くまで，可能な限り対応させていただいています。

庁舎見学の内容としては，庁舎を御覧いただく他に，家裁調査官又は裁判所書記官が家事又は少年事件の手続等について講義をしたり，見学者の方に手続に関するビデオを御覧いただいたりしています。

就職のための説明会につきましては，地方裁判所と合同して開催している行事で，家庭裁判所調査官，裁判所書記官，裁判所事務官が大学に赴き，裁判所の組織，職員の職務内容ややりがいについて，説明しています。

庁舎見学に来られる方は，地方裁判所も含めて裁判所に初めて来られた方が多く，家庭裁判所の庁舎の中でも，法廷に一番興味を持たれます。そのような中で，家庭裁判所の調停室，家事審判廷，少年審判廷で行われる，家事調停事件，家事審判事件，少年審判事件等に興味を持っていただいて，理解していただける広報活動をする必要があります。

## (3) パンフレット・リーフレットの配布

現在，神戸家裁が配布しているパンフレット及びリーフレット類は，ほとんどが最高裁判所で作成されたもので，当庁で内容等を変更することはできませんが，現在配布しているものの他に，地域のニーズがあれば，予算も考えながら，当庁で新たに作成することも検討する必要があると考えています。委員の皆様から

も「このようなものがあればよいのではないか」というような御意見をいただければ幸いです。

(4) 裁判所ウェブサイト

最後に、裁判所のウェブサイトについて御説明します。

(以下、ウェブサイトの画面を示しながら説明を行った。)

このように、当庁なりに工夫しておりますが、ウェブサイトは、全国で統一された形式になっておりますので、なかなか独自性が出しにくいものとなっております。そのような中で、神戸家裁としてどのように、わかりやすく、親しみやすいページを作っていくかが課題です。

3 まとめ

以上のように、家庭裁判所について広報活動をいろいろな面から行っているところですが、さらに、よりよい広報活動をどのように行えばよいかということについて委員の皆様から御意見をいただければと思っております。

## 別 紙 2

### 1 一般広報，フォーラム等の活動

#### (1) これまでの取組

##### ア 神戸地方裁判所での取組

###### (ア) 出張説明会

裁判員制度の広報は，全国的に取り組みられていますが，庁によって取組方が違います。神戸地方裁判所は，兵庫県下において広報活動を行っております。まず，これまでの神戸地方裁判所の取組で一番力を入れているのは，裁判所が学校，地域の更生保護委員会，公民館，サークル等の依頼を受けて，各地方や各地域に出向いて，説明を行っている出張説明会です。

今年の4月期から6月期は，出張説明会の回数は少し少なくなっています。その理由は，参議院選挙のため，通常，裁判所が力を入れている，神戸市選挙委員会でされている婦人政治講座との繋がりが秋以降になるからです。

###### (イ) 管内巡回裁判員制度説明会

神戸地方裁判所は神戸市内という便利なところにありますが，裁判員は，都心部の方だけではないことから，兵庫県全域で説明会をしたらどうかと神戸地方裁判所委員会で提案され，豊岡，洲本，社，柏原といった地域でも説明会を行おうということで，定期的に行っています。今年は2巡目にあたりますが，これからも続けていきたいと考えております。

###### (ウ) 神戸地裁本庁内に広報コーナーを設置

神戸地方裁判所本庁のロビーに広報コーナーを設置して，来庁者の方に幅広く興味を持っていただくために，裁判員制度の広報用ビデオを上映したり，パネルを設置したりしています。

###### (エ) 法廷傍聴者に対する制度説明と裁判員法廷の見学

神戸地裁では，月に100人から200人程度，一般の来庁者が傍聴にお越しになります。そういった方に，職員が法廷案内をするとともに，裁判員制度のパンフレットを配ったり，時間があれば，裁判官や一般職員が説明を行っております。

###### (オ) 地域広報誌等への記事の掲載



現在は、「婦人こうべ」という神戸市内で10万部ほど発行されている広報誌に一月に一回記事を掲載させていただいています。また、無料の「ぱど」という雑誌にもお願いをして記事にさせていただいています。

#### イ 法曹三者での取組

検察庁や弁護士会と裁判所が協力して広報活動を行っております。

憲法週間行事や法の日週間行事等の時には、報道機関にも3庁が揃いますとアピールしながら、神戸新聞やサンテレビに取り上げていただいています。

##### (ア) 兵庫国体開会式での裁判員制度グッズの配布

兵庫国体では、兵庫県から許可をいただいて、「はばタン」と裁判員制度を印刷したタオルを作って配布しました。

##### (イ) 神戸まつり

広く一般の方に知って頂こうと、広報用チラシ、パンフレット、広報用風船を配布しました。

##### (ウ) 夏季教員研修(中学・高校の社会科教員に対する制度説明会)

毎年、検察庁が中心となって行われているところに、裁判所と弁護士会が協力して取り組んでいます。

#### ウ 全国的な取組

##### (ア) 裁判員制度フォーラム(平成17年度、平成18年度実施)

神戸市内で行い、400人から500人の参加を得ました。

##### (イ) 広報用映画の貸出

広報用映画である「評議」と「裁判員」を、全管内の裁判所で、貸出しできるようにしています。

#### (2) これからの取組

##### ア 裁判員制度ミニフォーラムの実施

(兵庫県内14か所での、広報用映画上映、制度説明と質疑応答等の企画及び神戸、姫路での広報用模擬評議の企画)

今年は、全国的な取組である裁判員制度フォーラムではなく、裁判員制度のミニフォーラムという、各裁判所が知恵を絞って、小さなフォーラムを実施しようということになりました。兵庫県は非常に広い地域にわたっていますので、あま

なく広報を行いたいということで、簡易裁判所も含めて、裁判所のある場所では、すべてミニフォーラムを行って、広く裁判員制度を知っていただこうとしています。決して、都会だけでなく、人口が少なからうが、多からうが、裁判所があるところでは広報を行おうと考えています。また、神戸と姫路においては、模擬評議を体験していただくことを企画しています。

#### イ 従前からの出張説明会等の取組

今年は、大学、高等学校、農協、生協といった団体、特に学校に積極的に足を運んで説明会を行わせていただこうと考えています。

#### ウ 姫路お城まつりへの参加等

最近、地方裁判所の姫路支部で裁判員制度が行われることが決まったのですが、まだまだ、姫路市民にも知れ渡っていないので、皆さんに知っていただこうということで、地元の姫路のおまつりに参加して、風船を配ったり、チラシを配ったりして、興味を持っていただこうと考えております。

## 別 紙 3

### 2 企業・団体訪問について

それでは次に、神戸地裁において、裁判官と一般職がペアとなって行っている企業・団体訪問の実情について御説明します。

企業・団体訪問は、一般的な裁判員制度の広報活動ではなく、模擬選任手続を含む模擬裁判への協力依頼のためですが、結果的には広報活動の一環となるものなので、ここで取り上げさせていただきました。

#### ( 1 ) これまでの模擬裁判

裁判員制度の導入が決まった後、外に向かつては、裁判員制度の意義や概要を説明して協力を求める広報活動を行ってきました。一方、裁判所内では、検察庁や弁護士会と協力して、模擬裁判を行って、手続の検証をしてきました。今までの模擬裁判の目的の一つは、公判廷において裁判員に分かり易い審理をするにはどうしたらよいかという検証、もう一つの目的は、評議において裁判員に意見交換を活発にさせていただくようにするには裁判官がどのような役割を果たせばよいかという評議の進め方の検証でした。神戸地方裁判所では、今まで模擬裁判を6回行いました。

裁判員役は、裁判所、検察庁、弁護士会が分担して確保しました。今年2月に一度、検察庁、弁護士会、神戸地方裁判所のホームページに約2ヶ月の間、模擬裁判の裁判員役を掲載して公募しましたが、応募者は9人のみでした。

#### ( 2 ) 今後の模擬裁判

裁判員裁判が始まるまであと2年足らず、本番の裁判員候補者名簿の調製作業が開始されるまであと1年と迫った現在では、この2つの検証に加えて、裁判員選任手続の検証をする必要があります。

裁判員裁判対象事件は、全国で3700件、裁判員裁判対象事件1件につき、裁判員候補者名簿には100人程度を載せるということになりますので、全国では約37万人が裁判員候補者名簿に登載される見込みです。兵庫県では、本庁と姫路支部で裁判員裁判が実施されますが、裁判員裁判対象事件数は、本庁で100件、姫路支部で40件で、合計140件見込まれています。したがって、兵庫県では、約1万4000人が裁判員候補者名簿に登載されることとなります。兵庫県の有権者数は450万人余りですから、約320人に1人の割合で名簿に登

載されることとなります。また、具体的に裁判所で行われる裁判員選任手続に来ていただく裁判員候補者は、具体的事件1件につき50人程度とすると、年間で7000人の方に来ていただくことになり、約640人に1人が呼出しを受けることとなります。

現在の国民の皆さんの関心事は、自分が裁判員候補者として裁判所から呼出しを受けた場合に、仕事や家庭内の事情がどの程度辞退事由として認められるのかという点だと思われます。辞退事由には、年齢が70歳以上であるとか、過去5年以内に裁判員として出廷したことがあるというように形式的に判断できるものもありますが、勤労者の方が気にされている仕事上の都合、条文では「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」場合は、辞退事由となります。しかし、ただ、「仕事が忙しい。」と書いていただくだけでは、それだけでは判断できないということになります。

裁判所としても、実際に裁判員裁判が始まったときに、どうすれば辞退事由の質問手続や辞退事由を認めるかどうかの判断を効率的に行えるかを模擬の裁判員選任手続を行って検証する必要があります。

ところが、現在は、裁判員候補者名簿のようなものはありませんから、模擬の裁判員候補者名簿を作成するために、企業・団体を訪問して、従業員等の中から裁判員役候補者リストを提供してもらうことをお願いしています。

### (3) 企業・団体訪問の趣旨

企業・団体を訪問する一番の目的は、模擬選任手続における裁判員役候補者リストの提供依頼ですが、二つ目の目的には、従業員等が裁判員候補者として裁判所に出頭する場合の障害事由についての意見交換にあります。しかし、時間がありませんので、会社側の障害事由、その企業等の繁忙期はいつか、どういう部署が忙しいのか等についての質問があるアンケートに協力していただくことをお願いしています。

3つ目には、法律で、裁判員として出廷した人について、労働上の不利益をかけてはいけない規定がありますが、例えば、特別休暇制度等を検討しているかどうかについて、お話をすることによって、雇い主側の意識を高めていただくことです。

( 4 ) 模擬選任手続を含む模擬裁判の実施予定

本庁における模擬選任手続を含む模擬裁判の実施予定ですが、第1回は12月5日(水)に実施します。平成20年2月頃には、3日程度の模擬選任手続を含む模擬公判を実施する予定ですが、日程は決まっておりません。その後も平成20年中に数回、実施する予定です。

#### 別 紙 4

神戸家庭裁判所で独自に行っている広報活動としては、庁舎見学者に裁判員制度PR用のブックレットやグッズを配布したり、玄関ホールで来庁者の方向けに裁判員制度広報用の説明ビデオを放映したり、憲法週間広報行事において裁判員制度広報用映画の上映を行ったりしています。

裁判員制度広報は、裁判所全体で一丸となって取り組むべき喫緊の課題ではありますが、地方裁判所で行われる制度であることもあり、今までは、地方裁判所が主体となって行ってきました。今後も、地方裁判所が主体ということには変わりはないですが、先ほど説明のありました企業団体訪問等に家庭裁判所の職員を積極的に派遣するなどして、協力しながら行っていく必要があると考えております。